

源宗寺本堂保存修理委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、源宗寺本堂保存修理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、熊谷市指定有形文化財「木彫大仏座像（以下、平戸の大仏）」の収蔵施設である源宗寺本堂の保存修理事業を実施し、掛け替えのない文化財としての価値を未来へ継承することを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 源宗寺本堂の保存及び修理事業。
- (2) 平戸の大仏及び源宗寺本堂を中心とした文化遺産の啓発を促進するための活動・事業の推進。
- (3) 平戸の大仏及び源宗寺本堂についての情報発信事業。
- (4) 文化遺産の公開活用を通じた地域文化の再認識。
- (5) その他、委員会の目的達成に必要な事業の企画・推進。

(組織及び事務局)

第4条 委員会は、目的に賛同する者によって組織し、事務所を埼玉県熊谷市平戸 1968 番地 1 に置く。

2. 前条の事業を推進するため、必要に応じ小委員会を設けることができる。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

会長 1 名、会長代理 2 名以内、委員長 1 名、幹事 10 名以内、監事 若干名、事務局長 若干名

2. 当初の役員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員を選出)

第6条 任期満了後又は欠員が生じた場合の役員は総会において互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会の代表者として会務を統括する。
- (2) 会長代理は、会長を補佐し、会長事故ある時は代理を務める。
- (3) 委員長は、会務の事務局・財務会計を統括する。
- (4) 幹事は、会員の代表となり会務をつかさどる。
- (5) 監事は、事業・運営・財務会計に係る遂行内容の監査を行う。
- (6) 事務局長は、事業の遂行及び財務会計の執行に務める。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問並びに相談役)

第9条 委員会に顧問並びに相談役をおくことができる。

2. 顧問並びに相談役は、会長が推薦し、総会において承認を得る。

(資金管理者)

第10条 当委員会の資金管理者は委員長とし、財務会計を統括する。

委員長 (氏名) 藤井 利枝

(住所) 埼玉県熊谷市平戸1968番地1

(総会及び会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とし、会議の招集は会長が行う。

2. 役員会は原則として第5条に定める役員をもって構成し、必要に応じて随時招集することができる。

(経費)

第12条 委員会の経費は、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計)

第13条 委員会の会計は、熊谷市会計規則に基づき熊谷市教育委員会社会教育課の指導のもと、委員会事務局が担当する。

2. 委員会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(財産)

第14条 源宗寺本堂の所有は同寺護持会に属するものとし、同護持会は保存修理事業及びその後の財産管理を担う。当委員会は、管理を補佐するものとする。

附則 ・本会の成立日は、最後の役員である源宗寺護持会代表の選任された平成31年1月27日とする。

・この規約は、平成31年1月27日から施行する。

別表

源宗寺本堂保存修理委員会 役員名簿等

1. 役員名簿

会 長	木島 一也	熊谷商工会議所名誉会頭
会長代理	小島 敏男	元衆議院議員・元文部科学副大臣
委員 長	藤井 利枝	源宗寺管理者代表
幹 事	岸 世一	東竹院住職
〃	加賀崎千秋	熊谷市市議会議員
〃	鈴木 理裕	熊谷市市議会議員
〃	関根 恒喜	源宗寺護寺会代表
〃	伊藤 健一	平戸自治会会長
〃	富岡 清	(株)熊谷市薬剤師会・代表取締役
〃	植竹 知子	(株)ピーアイピー・代表取締役
事務局長	山川 宏之	税理士
事務局長補佐	横田 透	(有)横田伊三郎・代表取締役、元愛染堂修理保存委員会事務局長
監 事	熊谷市教育委員会	

(敬称略)

2. 事務所・事務局等所在地

(事務所) 〒360-0021 埼玉県熊谷市平戸 1968 番地 1

委員長 藤井利枝

電話 048-524-7606

(事務局) 〒360-0015 埼玉県熊谷市肥塚 887 番地 6 山川会計事務所内

事務局長 山川宏之

電話 048-526-5874

(監 事) 〒360-0107 埼玉県熊谷市千代 3 2 9 番地

熊谷市教育委員会・熊谷市立江南文化財センター

電話 048-536-5062